



<平成26年7月1日発行>

## 今夏の熱中症予防対策の徹底について

神奈川県における職場での熱中症による労働災害発生状況

1 平成25年の熱中症による労働災害発生状況

(1) 休業4日以上労働者死傷病報告による発生状況

ア 神奈川県下における熱中症による休業4日以上労働災害発生件数は、30件（前年比13件増加）であり、うち死亡災害は3件（前年0件）であった。（図1参照）

イ 発生月別では、7月及び8月に集中し、7月13件、8月15件となっており、全体の9割以上を占めている。そのほかは5月及び6月が各1件であった。

ウ 業種別では、主なものは、建設業が7件、製造業が5件、警備業が4件、一般飲食店が3件、廃棄物処理業2件、小売業が2件であった。

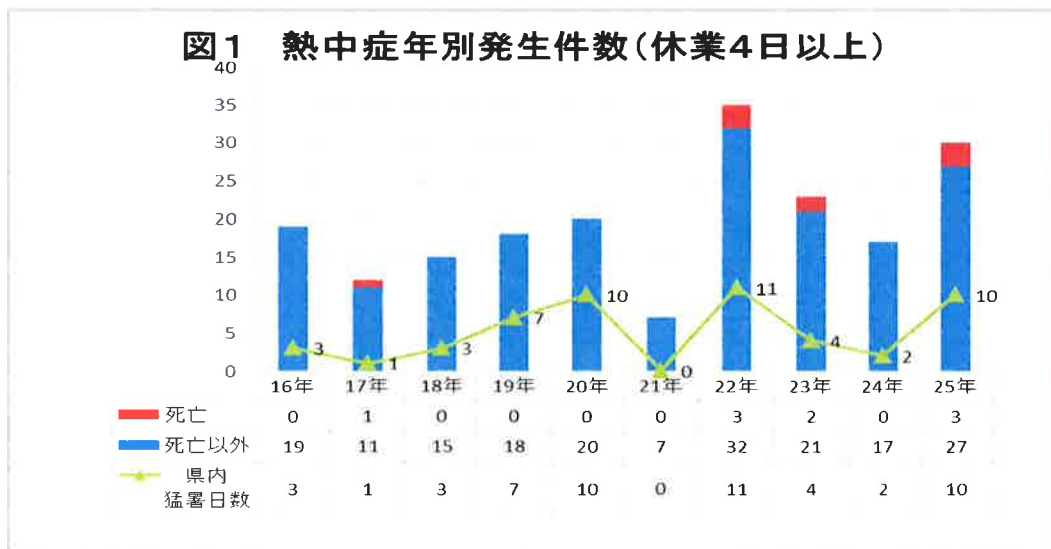
エ 年齢別では、30歳代が9人と最も多く、40歳代が7人、50歳代が5人、20歳代が4人、10歳代および60歳代が各2人、70歳代が1人であった。

2 過去10年間（平成16年以降）の熱中症による労働災害発生状況（休業4日以上労働者死傷病報告による）

(1) 平成16年以降の熱中症による休業4日以上労働災害発生件数は187件、うち死亡災害は9件となっている。（図1参照）

(2) 年別発生件数は図1のとおりである。10年間の年平均発生件数は18.7件で、7月・8月の気温が比較的低く日照時間も短かった平成21年は平均の半数以下であり、逆に7月・8月・9月と記録的な

暑さで、日照時間も長かった平成22年は平均の2倍以上の件数となっている。また、各年の猛暑日数と災害発生件数に相関関係が認められる



## 熱中症の早期警戒のお願い

(神奈川県労働局労働基準部健康課)

- 近年、神奈川県内で労働者の方が熱中症で亡くなる災害が多発しています。
- 全国的にも、死亡災害は7月～8月がピークです。初夏は気温の変動が大きく、熱への体の順応も不十分です。職場では早めに警戒してください。
- 職場にはWBGT(暑さ指数)の測定器(湿球黒球温度計)を設置し、WBGT値による作業管理を徹底しましょう。
- 夏は、暑くなくても作業中は水分と塩分を十分補給してください。十分な休憩を取ることも大切です。
- 体に変調を感じたら、又は変調を訴える人が出たら、すぐに医師の診断を受けましょう。熱中症が疑われたら、氷で体を冷やし、躊躇せず救急車を呼びましょう。一人にしないことも大切です。

### 参考

- 1 パンフレット「熱中症を防ごう」(神奈川県労働局作成)
- 2 厚生労働省ホームページ  
厚生労働省：労働者の安全と健康の確保：職場における労働衛生対策  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei02.html>

## 平成25年 熱中症に係る死亡災害の概要

神奈川県労働局  
確定版

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	発生概要
1	7月 15時頃	清掃・と畜業 30～49名	業務で車両を運転中に具合が悪くなったのに助手席の同僚が気づき、病院に搬送したが約3週間後に療養先の病院で死亡した。
2	8月 21時頃	その他の事業 (警備業) 1～9名	集合住宅新築工事現場において交通誘導業務をしていた被災者が、現場を離れて行方不明となり、数日後付近のマンション敷地内で遺体で発見された。熱中症と判断される。
3	7月 17時頃	小売業 10～29名	配達業務中に荷下ろしのためトラック内で準備をしていたところ気分が悪くなり、トラックの外で休んでいた際に道路に倒れこんだもの。 搬送先の病院で約50日後に死亡。熱中症と判断される。

気温予想に注意しながら、厚生労働省(以下に概要を記載)が示した今年の職場での取り組みの重点を念頭に、各職場での熱中症予防対策を進めてくださるよう、お願いします。

＝ 平成25年の職場での熱中症予防対策の重点 ＝

(厚生労働省・報道資料) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h25necchuushou.html>

平25・5・21基安発0521第1・2号「平成25年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000323h1-att/2r985200000323lw.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000323h1-att/2r98520000032h4b.pdf>

1 建設業や建設現場に付随して行う警備業では、特に次の4項目を重点事項とすること。

- 1) WBGT基準値を超えることが予想される場合には、簡易な屋根の設置、スポットクーラーの使用、作業時間の見直しを行うとともに、単独での作業を避けること。作業時間については、特に7・8月の14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準値を大幅に超える場合には、原則作業を行わないことも含めて見直しを図ること。
- 2) 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食を食べていない、発熱下痢による脱水等の場合は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- 3) 管理・監督者による頻繁な巡視や、朝礼等の際の注意喚起等により、自覚症状の有無に関わらず、作業者に水分・塩分を定期的に摂取させること。
- 4) 高温多湿な作業場所で初めて作業する場合には、順化期間を設ける等配慮すること。

2 製造業では特に次の2項目を重点事項とすること。

- 1) WBGT値の計測等を行い、必要に応じて作業計画の見直し等を行うこと。
- 2) 管理・監督者による頻繁な巡視や、朝礼等の際の注意喚起等により、自覚症状の有無に関わらず、作業者に水分・塩分を定期的に摂取させること。

黒球温度計とアウグスト温度計を組み合わせたWBGT測定機器

WBGT簡易測定器



 独立行政法人 労働者健康福祉機構

神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階

電話:045-410-1160 FAX:045-410-1161

URL: <http://www.sanpo-kanagawa.jp>

ご利用いただける日時

● 休日を除く毎日/午前8時30分～午後5時15分

休日 ● 毎土・日曜日及び祝日 ● 年末年始

● 事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。